

商品概要説明書

マイカーローン

(令和8年7月1日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	①地区内に在住または在勤の方。 ②お借入申込時の年齢が満18歳以上であり、完済時年齢81歳未満の方。 ③安定継続した収入の見込める方。 ④J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ⑤新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。 ※新卒者とは、3月に高校・専門学校・短大・大学（院）のいずれかの学校を卒業予定で同年4月に就職する方。 ⑥その他J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○次のご資金が対象です。ただし、事業性資金は除きます。 ①自動車等（自動二輪車・軽トラック含む）購入資金 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金（自賠責、任意保険） ③運転免許の取得のための資金 ④カー用品（カーナビ等）、用具備品の購入資金 ⑤車庫・カーポート建設のための資金 ⑥充電設備の購入・設置工事資金 ⑦他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む） ⑧その他、本借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	据置期間を含め6か月以上15年以内とします。なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、ご融資日からご融資対象者の入社前月末日までの範囲内とします（最大6か月）。
借入利率	【変動金利型】 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年0.65%もしくは年1.2%の保証料を含みます。 ○利率等の詳細については、J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。

	○変動金利型の場合、お借入利率に変更があった場合には、新利率、残元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額をご返済いただきます。 ○元金据置返済は新卒者のみ対象とし、就職前の 6 ヶ月以内（当年 10 月～翌年 3 月が元金据置可能期間）とします。								
担保	○不要です。								
保証人	○ J A が指定する保証機関（株式会社宮崎信販）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により J A 所定の団体信用生命共済（保険）にご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.20%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.26%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.26%</td></tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.26%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.26%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.20%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.26%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.26%								
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.50%								
手数料	○お取引内容に応じて、手数料が必要な場合がございます。詳しくは J A 窓口にお問合せください（融資実行手数料や繰上返済手数料は無料）。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A 支店にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。）								
その他	○お申込みに際しては、J A および J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J A の融資窓口までお問い合わせください。								